

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そのと日)

鳥取県告示第五百七十七号
 豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）
 第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお
 それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十六年六月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

福島県西白河郡の区域

鳥取県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十六年六月十八日認可し
 たので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年六月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

- ◆告示豚等の移入の禁止
- 土地改良区の定款の変更の認可（二件）
- 解除予定の保安林
- 土地収用法による事業の認定
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則
- ◆選管規則
- 鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則
- ◆選管告示
- 個人演説会を開催することができる施設の指定を解除し
 報告
- 個人演説会を開催することができる施設の指定を解除し
 報告

鳥取県告示第五百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、島土地改良区の定款の変更を昭和五十六年六月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

告示

昭和五十六年六月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年六月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字西ノイツ一九七〇の二、一九七〇の四

二 保安林として指定された目的

千害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十六年六月二十三日

一 起業者の名称
青谷町
二 事業の種類
青谷町営体育馆及びテニス場建設事業

三 起業地
青谷町
1 収用の部分 气高郡青谷町大字善田字傍示ヶ崎及び大字露谷字西漆ヶ坪地内

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
青谷町役場

鳥取県告示第五百八十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十六年六月二十九日から施行する。

昭和五十六年六月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

羽合支店

東伯郡羽合町大

字久留

を

羽合支店	東伯郡羽合町大字久留
北条支店	東伯郡北条町大字北尾

に改める。

選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年六月二十二日

鳥取県選挙管理委員長 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則

会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第一百四十四条の四」を「第一百四十四条の二第八項若しくは第二百四十四条の四」に、「写」を「写し」に改める。

第三号様式のその一中「昭和年9月10日現在定時登録」を「年月日定時（臨時）登録日現在」と改め、同様式のその一の備考中「行なわれた」や「行われた」と、「または」を「又は」に、「9月10日」を「9月2日」に改め、同様式のその一の備考の一中(3)を削り、(4)を(3)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年六月二十二日

鳥取県選挙管理委員長 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則

第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第百三十一條第四項」を「第百三十一條第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

倉吉市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年六月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫	施設の名称
倉吉市山根五二九番地二	所在地

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

倉吉市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の指定を次のとおり解除した旨の報告があつたので告示する。

昭和五十六年六月二十三日

施設の名称

鳥取県福祉文化会館

所在地

倉吉市山根五二九番地二

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 烏

取 県

〔定価一部一箇月一千百円（送料を含む。）〕